

後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

1 目的

後楽橋補修補強工事については、平成28年11月1日に締結した「後楽橋」補修補強工事に関する基本協定書に基づき、令和3年7月29日に後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定書を締結し、令和5年3月22日に一部変更を行ったところである。

この度、工事を進めていく中で工事内容に変更が生じたことから2回目の協定変更を行う。

2 概要

種別	変更前	変更後
件名	後楽橋補修補強工事	同左
箇所	文京区後楽一丁目1番先～ 千代田区神田三崎町三丁目8番先	同左
規模	橋長 約21m、幅員 約23m	同左
架橋年月	昭和2年11月	同左
工事期間	平成28～29年度 設計 令和3～6年度 工事	同左
事業主体	千代田区	同左
概算事業費	約1,927百万円	約2,237百万円
負担額	平成29～令和4年度 約363百万円 令和5年度 約253百万円 令和6年度 約262百万円	平成29～令和4年度 約358百万円 令和5年度 約257百万円 令和6年度 約421百万円

(※事業費は文京区及び千代田区で1/2ずつ負担する。)

3 主な工事の変更内容

- (1) 塗膜剥離工・現場塗装工の面積増による増額
- (2) 横支材設置工の構造変更による増額
- (3) 橋面撤去工のコンクリート切断工法変更による増額
- (4) 高欄工の構造変更及び地覆工の高さ変更による増額
- (5) 交通誘導員費の増額
- (6) スライド請求による増額
- (7) その他

4 今後のスケジュール

令和5年10月 変更協定の締結